

府中市立小・中学校の教員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月  
府中市教育委員会

# 1 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

近年、学校現場においては、多様化・複雑化する教育課題への対応や、特別な支援を必要とする児童・生徒への対応、保護者・地域からの期待の高まり等を背景として、教員の業務が多岐にわたり、長時間勤務等が全国的な課題となっています。教員が健康で意欲をもって教育活動に専念できる環境を整備することは、教育の質の向上と児童・生徒の健やかな成長を支える上で不可欠です。

国においては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)の改正に伴い、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下「指針」といいます。)が示され、長時間勤務の是正、業務の適正化及び健康確保措置の実施が求められています。これらは、教員の専門性を生かし、児童・生徒と向き合う時間を確保することを目的とするものです。

こうした国の法令及び方針を踏まえ、市教育委員会では、市立小・中学校に勤務する教員の業務量を適切に管理するとともに、心身の健康を確保するための具体的かつ実効性のある措置を計画的に実施する必要があることから、本計画を策定するものです。

なお、本計画の対象は、指針に基づき教育職員(教員)となりますが、事務職員等についても教員と同様に健康及び福祉の確保を図っていきます。

## (2) 本市の現状

市教育委員会では、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図るため、平成31年2月に「府中市立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、学校を支える人員体制の確保やデジタル化等に取り組んできました。

また、令和4年度を初年度とする第7次府中市総合計画前期基本計画、第3次学校教育プランにおいて、教員一人当たりの一か月の時間外在校等時間を22時間とする目標指標を設定し、教員の時間外在校等時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本市における教員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりでした。

## 【令和6年度 教員の時間外在校等時間の状況】

校種	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 31 時間	23.7%	0.6%
中学校	月 34 時間	29.4%	2.1%

※割合は、月毎に一定時間以上となった年合計の人数を、全体の人数（各月の在籍教員の延べ人数）で除して算出

時間外在校等時間が45時間を超える割合は25.7%でした。

時間外在校等時間の平均数値は減少傾向にあるものの、学校行事や授業準備、児童・生徒への支援、保護者対応など、業務負担は依然として多いことから、校務DXの推進、業務の精選・適正化、外部人材の活用等により、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

## 2 目標指標

指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年)
一か月の時間外在校等時間が45時間以下の教員の割合	74%	100%
教員一人当たりの一か月の時間外在校等時間	32時間	22時間
授業準備の時間が取れていると感じている教員の割合	—	80%
児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じている教員の割合	—	80%

### 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

#### (1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### **学校以外が担うべき業務**

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（3分類①関係）  
地域コーディネーター、地域住民等の協力を得て、通学路の見守り活動を推進します。

イ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（3分類③関係）  
学校給食費については、平成30年4月から公会計化し、教職員の負担軽減を図っています。また、令和5年10月からは、当分の間、学校給食費を徴収しない（全額公費負担）こととしています。また、教材費等については、口座振替や振込みを基本とし、各学校に配置している事務職員も関わりながら、学校徴収金に係る教員の業務負担の軽減に取り組んでいます。

ウ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（3分類④）  
地域学校協働活動の推進に当たっては、地域コーディネーターを配置・活用しており、地域コーディネーターが、地域人材・関係団体との連絡調整や活動内容の調整を担うことで、教職員が個別に対応する必要を軽減しつつ、教職員としても地域との関係性の構築にも取り組んでいます。

エ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（3分類⑤）  
学校が抱える困難事案については、学校や個々の教職員が単独で対応するのではなく、教育委員会を含めた組織的な対応体制を構築するため、スクールロイヤー制度を導入しており、法的専門性を生かした支援体制を構築しています。

## 教員以外が積極的に参画すべき業務

### オ 調査・統計等への回答（3分類⑥）

- ・調査目的や必要性を確認し、学校現場での新たな作業が最小限となるよう設問内容を精査するとともに、既存資料や過去データで対応可能な項目は、教育委員会側で集約・整理し、学校への照会・調査を抑制します。
- ・照会・調査を実施する場合であっても、回答方法にオンラインフォームを活用し、提出に係る負担軽減を図ります。

### カ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（3分類⑦）

副校長及び一般教員の業務支援を行う、副校長等校務改善支援員を各学校に配置しており、管理職や教員が担当する各種資料の作成について業務を分担するなど、教職員の負担軽減を図ります。

### キ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（3分類⑨）

令和7年11月「府中市立小・中学校のプール整備方針」を策定し、今後の市立小・中学校の学校プールについて、屋外プールは整備せず、市関係部署及び民間事業者と連携を図り、既存の公共屋内プール及び民間屋内プールの活用を優先的に検討しつつ、必要に応じて新たな屋内拠点プールの整備を検討します。

### ク 校舎の開錠・施錠（3分類⑩）

市立小・中学校では、機械警備を導入しているほか、施設等の解錠・施錠を外部委託しており、教員に責任や負担が集中しない環境を整備している。

### ケ 部活動（3分類⑬）

令和3年7月改定の「府中市立中学校運動部活動の方針」に基づき、適切な休養日を設定しているほか、部活動ボランティアによる技術指導や部活動指導員の配置により、教員の負担軽減を図っています。部活動指導員の導入による地域連携の取組を推進しつつ、今後、東京都の部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインを踏まえつつ、施策の検討を行っていきます。

## 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### コ 授業準備、学習評価や成績処理（3分類⑮⑯）

副校長等校務改善支援員を配置しており、教員が行っていた事務作業を代替するなど、教員が本来の業務に専念できる環境を整備しています。

授業支援ツールに付属の教材の活用や児童・生徒が容易に考えを共有できる機能を活用するなど、授業準備を効率化し、授業における活用を容易にします。

中学校においてデジタル採点システムを活用し、定期考査等における採点・集計・返却等の業務の効率化を図ります。

### サ 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応（3分類⑰）

エデュケーションアシスタントを各小学校に配置し、副担任相当として支援が必要な児童・生徒への対応等に係る教員の支援を行うほか、サポートルームに支援員を配置し、教室に入りづらさを感じている児童・生徒への支援を充実します。

スクールソーシャルワーカー等の専門職を配置し、専門的な視点からの支援や関係機関との連絡調整を行い、児童・生徒の支援体制を充実します。

医療的ケアを必要とする児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、医療的ケアを行う看護師等の医療職を配置します。

また、発達に課題がみられる児童・生徒や家庭への支援について、子ども発達支援センター「はばたき」との連携により、教員の負担軽減を図ります。

## (2) 学校における措置の推進

各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で十分な検討を行います。

時間外在校等時間について、勤怠管理システムにより把握するとともに、長時間労働が常態化している場合には、校務分掌の見直しを行うなど、業務の平準化に取り組みます。

国や東京都から、各種施策を通じて、働き方改革の推進に資する助言が得られた場合には、前例にとらわれることなく、積極的に学校運営に取り入れています。

学校の実情に応じて、時差出勤の設定や様々な方法での勤務形態を導入し、教員が働きやすい環境を整備します。

### (3) 校務DXの推進及びICT機器等の活用に関する取組

令和8年1月に学校教育ネットワークを更新し、校務系・学習系ネットワークを統合しており、授業準備から校務処理まで一台で行えるようにすることで、円滑な情報共有の促進や校務処理の効率化に取り組めます。

令和8年4月に勤怠管理システムを導入し、時間外在校等時間の把握を客観的に行うとともに、出勤簿及び休暇・職免処理簿のデジタル化を行い、学校管理職及び教員の出勤に係る事務作業の軽減を図ります。

教員を対象とする各種会議については、開催回数の精査やオンライン会議での開催などに取り組めます。

多様な情報共有ツールの導入に伴い、学校内及び他校間での情報共有が容易になったことから、ペーパーレス化による会議の準備等の軽減を図ります。

授業支援ツールやデジタル採点システムなど、導入しているICT機器等を積極的に活用し、授業準備や学習評価に係る負担軽減を図ります。

### (4) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

教員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組めます。

- ・ストレスチェックや時間外在校等時間の把握を通じて、適切に産業医面談につなげるなど、教員の心身の健康保持や働く環境の改善に資する取組を実施するほか、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。
- ・教員を支える支援員体制の整備を行い、学校の抱える教育課題への対応や、教員の業務負担の軽減を図るため、学校経営支援員や副校長等校務改善支援員などの学校運営を支援する支援員を引き続き配置します。  
また、個人や団体を学校支援ボランティアとして配置するなど、地域住民のもつ幅広い経験や知識等を学校の教育活動に取り入れ、地域と一体となって学校を運営していく環境を整えます。
- ・疲労により勤務に影響が生じないよう、勤務間インターバルの確保に取り組めます。
- ・学校における各種トラブルにおいて、法的紛争性がある場合には、トラブルを重大化させないことや教員の心理的負担を軽減する観点から、スクールロイヤー制度の積極的な活用を促します。
- ・アウトリーチ型相談事業等の都の事業も活用しつつ、教員が安心して相談できる環境づくりにも努めます

- ・夏季休業日に連続した3日間の学校閉庁日を設定し、週休日と合わせて連続5日間の勤務を要しない期間を設定しています。更に、教員に学校閉庁日に合わせた夏季休暇や年次有給休暇等の取得を促し、より長期間にわたる休暇等の取得を促進していきます。
- また、夏季休業日以外の長期休業日もできる限り休暇の取得を促進し、休暇等を活用することで、教員が自らの生活の質を豊かにするとともに、人間性や創造性を高め、子供たちに対する効果的な教育活動に繋げていくように努めます。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・市立小・中学校の教員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、府中市総合計画等の各種計画の進捗管理において公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告することとします。
- ・目標の達成状況については、教員向けに実施するアンケートやストレスチェックの結果から把握します。
- ・各学校の状況を確認し、課題が見られるときは、聞き取り・指導等を実施します。
- ・管理職向けにマネジメント等に関する研修を行うなど、市教育委員会からの支援を強化します。
- ・スクールコミュニティ協議会等を通じて、市立小・中学校における働き方改革の推進に向けた取組や方向性を地域の方に周知します。